



2025年11月27日

各 位

上場会社名 三菱鉛筆株式会社
代表者 代表取締役社長 数原 滋彦
(コード番号 7976 東証プライム)
問合せ先責任者 上席執行役員 財務担当 長谷川 直人
(TEL. 03-3458-6215)
<https://www.mpuni.co.jp>

管理職層に属する従業員向け株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の管理職層に属する従業員（以下「管理職層」といいます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更する場合がございます。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、管理職層の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、管理職層のエンゲージメント向上及び当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が管理職層のうち一定の要件を充足する者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該管理職層に対して交付される、という株式報酬制度です。

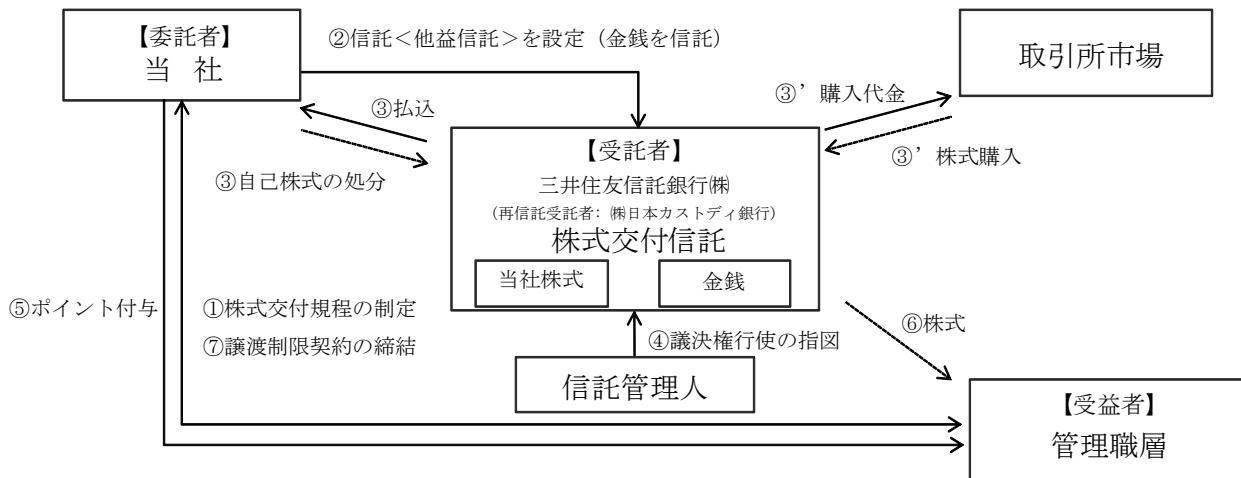
本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、管理職層の負担はありません。

交付される当社株式については、当社と各管理職層との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付すものといたします。

本制度の導入により、管理職層は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した管理職層の業務遂行を促すとともに、管理職層の勤労意欲を高める効果が期待できます。更に、上記のとおり当社株式に譲渡制限を付すことにより、株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることが可能です。

なお、本制度の詳細については当社の取締役会の決議をもって定め、決議があり次第、改めてお知らせいたします。

＜本制度の仕組みの概要＞



- ① 当社は管理職層を対象とする株式交付規程を制定します。
 - ② 当社は管理職層を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
 - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
 - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権行使します。
 - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は管理職層に対しポイントを付与していきます。
 - ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした管理職層は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
 - ⑦ 当社株式の交付に先立ち、当該株式について、当社と当該管理職層との間で、交付日から当社を退職する日までの期間を譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、当該管理職層の退職時に、かかる譲渡制限を解除いたします（譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償取得いたします。）。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

3. 本信託について

(1) 名称	管理職層向け株式交付信託（RS信託）
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	管理職層のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2026年5月（予定）
(9) 信託の期間	2026年5月～2029年2月末日（予定）
(10) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以上